インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート

- ◆ インボイス制度は、令和5年10月 | 日から始まります。また、令和5年10月 | 日からインボイス発行事業者になる場合は、原則として令和5年3月31日までに登録申請手続を行う必要があります。 現在、消費税の免税事業者である方を含め、ご自身の事業の内容などに応じて、登録の要否など、インボイス制度にどのように対応するかご検討ください。
- ◆ 本チェックシートは、インボイス発行事業者の登録を受けるかの判断や、登録を受ける場合の事前準備な どの参考としていただくために、基本的な項目をまとめたものです。

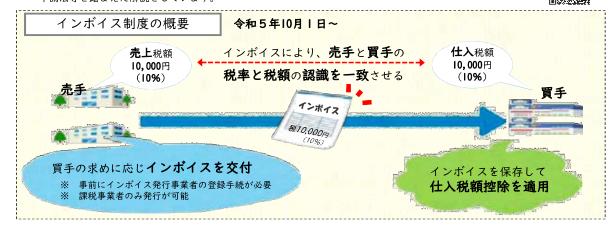
(ご参考) こちらも併せてご参照ください。

① **国税庁「インボイス制度特設サイト」** インボイス制度に関する説明会の開催案内や制度の概要に関する各種資料等を掲載しています。

② <u>「免税事業者及びその取引先のインポイス制度への対応に関するQ&A」</u> 免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方について独占禁止法や 下請法等を踏まえた解説をしています。



ホームページ



インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート(**登録編**)



まずはインボイス発行事業者の登録要否の判断から・・・

- ・インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。
- ・現在免税事業者の方であっても、事業の内容などに応じて、登録を受けるか検討しましょう。

□ 売上先がインボイスを必要とするか検討しましょう

- 消費者や免税事業者である売上先は、インボイスを必要としません。
- 売上先が簡易課税制度を選択している課税事業者の場合も、売上先はインボイスを必要としません。
- それ以外の**課税事業者である売上先**は、仕入税額控除のために貴社が交付する**インボイスの保存が必要**ですが、制度開始 から6年間は、免税事業者からインボイスの交付を受けられずとも、仕入税額の一定割合(80%・50%) を控除できます。
- 売上先の数が少ない場合は、**売上先に直接相談する**ことも考えられます。

□ 登録を受けた場合・受けなかった場合について検討しましょう

- 登録を受けた場合、売上先がインボイスを求めたときは、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要があります。
- 現在**免税事業者の方**であっても、登録を受けると、**課税事業者として申告が必要**となります (**簡易課税制度を適用することで、**仕入税額の計算や仕入税額控除のための請求書等の管理等に関する**事務負担の軽減を図る**ことができます)。
- 登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者となることはなく、課税事業者として申告が必要となります。
- **登録を受けなかった場合、インボイスを交付できませんが**、売上先は、制度開始から6年間は仕入税額の一定割合(80%・50%)が控除できる経過措置が適用できます。なお、この期間の終了後は、貴社からの仕入について仕入税額控除ができなくなります。また、登録を受けない場合でも、インボイスに該当しない請求書等は交付できます。

□ 登録を受ける場合は、登録申請書を提出しましょう

- 令和5年10月 | 日のインボイス制度の開始当初からインボイスを交付する場合は、**令和5年3月3|日までに、登録申請手続を行う必要**があります。e-Taxによる登録申請手続をぜひご利用ください。
- 個人事業者における屋号や主たる事務所等の所在地など、一定の事項を申出により併せて公表できます。